令和８年(２０２６年)１１月１２日
厚　生　委　員　会　資　料
健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課

控訴事件の判決について

１　事件名

特別障害者手当認定請求却下処分取消請求控訴事件

２　当事者

控訴人　中野区民

被控訴人　中野区

３　訴訟の経過

令和７年（2025 年）１月１７日　東京地方裁判所に訴えの提起
４月１６日　訴状送達
１１月２８日　東京地方裁判所で却下判決の言渡し
１２月２５日　東京高等裁判所に控訴の提起
令和８年（2026 年）５月２５日　控訴状送達
１０月１４日　東京高等裁判所で棄却判決の言渡し

４　事案の概要

本件は、控訴人が、同人が行った特別障害者手当の受給資格に係る認定の請求に対し、中野区長が却下する処分（以下「本件処分」という。）を行い、その後、本件処分に係る審査請求及び再審査請求が裁決により棄却されたところ、当該裁決に至った理由は適切ではないと主張し、本件処分の取消しを求めたものである。

原判決は、控訴人が出訴期間を経過したことにつき「正当な理由」があるということはできず控訴人の訴えは不適法であるとして当該訴えを却下したところ、控訴人がこれを不服として控訴を提起したものである。

５　控訴の趣旨

⑴　原判決を取り消す。

⑵　中野区長が控訴人に対してした本件処分を取り消す。

６　判決

⑴　主文

ア　本件控訴を棄却する。

イ　控訴費用は控訴人の負担とする。

⑵　判断理由の要旨

当裁判所も、控訴人の請求に係る訴えは不適法であるものと判断する。その理由は、当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほか、原判決に記載のとおりであるから、これを引用する。

※　参考（原判決の理由の要旨）

原告が本件処分に係る再審査請求を棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）の裁決書謄本を受領したのは令和６年７月５日であり、本件訴訟を提起したのは令和７年１月１７日であるから、原告は、本件裁決があったことを知った日から６か月の出訴期間を経過した後に本件訴訟を提起したことになる。

原告は、行政事件訴訟法第１４条第３項ただし書の「正当な理由」として、令和６年７月当時に健康状態が悪く入院しており同月３１日までは本件裁決の内容を確認できる状況ではなかったなどと主張し、証拠を提出するが、同項ただし書の「正当な理由」とは、出訴期間内に出訴できなかったことについての社会通念上相当と認められる理由を意味し、これが認められるためには、出訴を妨げていた事由がやんだ後、遅滞なく訴えを提起することが必要であると解される。本件においては、原告の主張を前提としたとしても、原告は令和６年７月３１日以降は本件処分の取消訴訟を提起することにつき特段の支障があったものとは認められないにもかかわらず、同日から５か月余りを経過して本件訴えを提起したものであるから、原告が出訴期間を経過したことにつき「正当な理由」があるということはできず、本件訴えは不適法である。